

# 第110回 定時株主総会 招集ご通知

**日時** 2019年6月27日（木曜日）午前10時

**場所** 大阪市中央区城見一丁目4番1号  
ホテル ニューオータニ大阪  
[鳳凰S]の間（2階）

書面およびインターネット等  
による議決権行使期限

2019年6月26日（水曜日）午後5時30分まで

本年より、株主総会終了後の株主懇談会は、同封のご案内のとおり中止とさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

G20大阪サミットの開催により大規模な交通規制等が予定されておりますので、公共交通機関をご利用のうえ、時間に余裕を持ってご来場賜りますようお願いいたします。

## 目次

第110回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役8名選任の件	
第4号議案 監査役1名選任の件	
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	
事業報告	13
連結計算書類	31
計算書類	33
監査報告書	35

株式会社 椿本チエイン

証券コード：6371

# つばきグループの企業理念

つばきグループは、2017年の創業100周年を機に、私たちの「社会的使命」「目指すべき姿」「行動原則」を明確に表現・体系化した「TSUBAKI SPIRIT」を制定しました。



2019年6月5日

株 主 各 位

大阪市北区中之島三丁目3番3号

**株式会社 椿本チエイン**

代表取締役 大 原 靖  
取締役社長

## 第110回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第110回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2019年6月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始予定 午前9時）
2. 場 所 大阪市中央区城見一丁目4番1号  
ホテル ニューオータニ大阪「鳳凰S」の間（2階）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第109期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第109期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

## 4. 議決権の行使についてのご案内

### 当日ご出席の場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**株主総会開催日時 2019年6月27日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時予定)**

### 当日ご出席願えない場合

#### 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

**行使期限 2019年6月26日(水曜日) 午後5時30分まで**

#### インターネット等による議決権行使



4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

**行使期限 2019年6月26日(水曜日) 午後5時30分まで**

- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後に入力されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tsubakimoto.jp/ir/meeting/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
  - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tsubakimoto.jp/ir/meeting/>) に掲載させていただきます。
  - ◎代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

## インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

- インターネットによる議決権行使は、当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。  
※株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もあります。
- インターネットによる議決権行使は、**2019年6月26日（水曜日）午後5時30分まで受付いたします。**  
（議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使いただきますようお願いいたします。）
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主様のご負担となります。

### インターネットによる 議決権行使に関する お問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点がございましたら、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。  
株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート  
☎ **0120-652-031** [受付時間 午前9時～午後9時]

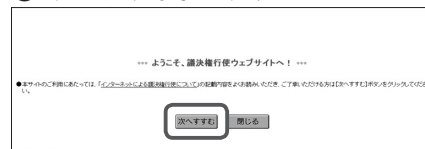
### 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

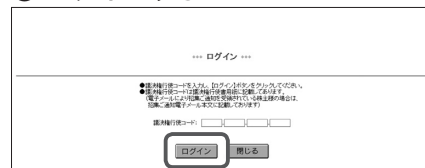


## アクセス手順

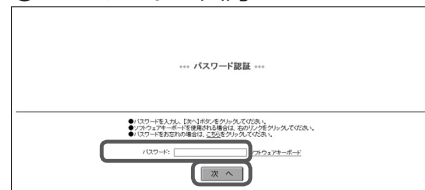
### ① ウェブサイトへアクセス



### ② ログインする



### ③ パスワードの入力



### ④ 以降は画面の入力案内に従って 賛否をご入力ください。

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付けております。

利益の配分に当たっては、株主重視の経営を目指す観点から、連結業績を反映した配当を基本方針とし、資金の状況、財務の状況等を総合的に勘案しながら連結配当性向30%を基準とした利益配分を目指してまいります。

上記の方針に基づいて、当期の期末配当金につきましては、連結業績を踏まえ、1株当たり60円とさせていただきたいと存じます。

なお、当社は、2018年10月1日を効力発生日として、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。当期の中間配当金は、株式併合前の2018年9月30日を基準日として、1株当たり12円をお支払いしておりますので、1株当たりの年間配当金は、株式併合後に換算しますと、中間配当金60円と期末配当金60円を合わせた1株当たり120円に相当いたします。

また、内部留保資金につきましては、財務体質の強化、将来の事業展開等に充当させていただきたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金60円

総額 2,271,008,280円

##### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

##### (1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 7,000,000,000円

##### (2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 7,000,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第24条(取締役会の招集および議長)について所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集および議長)	(取締役会の招集および議長)
第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、その議長となる。ただし、 <u>取締役社長</u> に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めるところにより他の取締役がこれに当たる。	第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会で定めた取締役</u> がこれを招集し、その議長となる。ただし、 <u>当該取締役</u> に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めるところにより他の取締役がこれに当たる。
② (記載省略)	② (現行どおり)
③ (記載省略)	③ (現行どおり)

### 第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会の独立性を高め監督機能を強化するため、取締役2名を減員し、社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位および担当	2018年度の取締役会出席状況
1	おさ 長 いさむ 勇 再任	代表取締役 取締役会長兼最高経営責任者（CEO）	100% (14回中14回)
2	おお はら やすし 大 原 靖 再任	代表取締役 取締役社長兼最高執行責任者（COO） グローバル営業統括	100% (14回中14回)
3	すず き ただす 鈴 木 恭 再任	取締役専務執行役員 自動車部品事業統括	100% (14回中14回)
4	やま もと てつ や 山 本 哲 也 再任	取締役専務執行役員 本社部門統括	100% (14回中14回)
5	こ せ けん じ 古 世 憲 二 再任	取締役常務執行役員 チェーン事業統括	100% (14回中14回)
6	や じま ひで とし 矢 嶋 英 敏 再任 社外 独立	取締役	92% (14回中13回)
7	あ べ しゅう じ 阿 部 修 司 再任 社外 独立	取締役	100% (14回中14回)
8	あん どう けい いち 安 藤 圭 一 再任 社外 独立	取締役	92% (14回中13回)



候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	おさ いさむ 長 勇 1949年1月20日 再任	1971年4月 当社入社 2004年6月 当社執行役員に就任 2005年6月 当社取締役執行役員に就任 2007年6月 当社取締役常務執行役員に就任 2009年6月 当社代表取締役 取締役社長に就任 2015年6月 当社代表取締役 取締役会長兼最高経営責任者 (CEO) に就任 (現任)	8,965株
2	おお ほら やすし 大 原 靖 1959年7月20日 再任	1982年4月 当社入社 2008年7月 Tsubakimoto Singapore Pte. Ltd. 社長 2013年4月 当社社長室長兼経営企画センター経営企画室長 2013年6月 当社執行役員に就任 2014年6月 当社取締役執行役員に就任 2015年6月 当社代表取締役 取締役社長兼最高執行責任者 (COO) に就任 (現任) 当社欧州事業統括 2017年6月 当社グローバル営業統括 (現任)	4,544株
3	すず き ただす 鈴 木 恭 1955年12月1日 再任	1978年4月 当社入社 2003年6月 当社取締役に就任 2004年6月 当社取締役を退任、当社執行役員に就任 2006年6月 当社常務執行役員に就任 2011年6月 当社取締役常務執行役員に就任 2015年6月 当社グローバル自動車部品事業本部長兼同事業本部自動車部品事業部長兼同事業部エンジニアリング統括 2016年6月 当社取締役専務執行役員に就任 (現任) 2018年4月 当社自動車部品事業統括 (現任)  (重要な兼職の状況) ・ TSUBAKIMOTO AUTOMOTIVE (THAILAND) CO., LTD. 取締役 ・ 椿本汽車発動機 (上海) 有限公司 董事長	8,819株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	やまもと てつ や 山本 哲也 1955年3月29日 再任	1984年4月 当社入社 2010年6月 当社執行役員に就任 2011年6月 当社取締役執行役員に就任 2013年6月 当社取締役常務執行役員に就任 2016年6月 当社本社部門統括 2017年10月 当社本社部門統括兼モーションコントロール事業部長 2018年4月 当社本社部門統括（現任） 2018年6月 当社取締役専務執行役員に就任（現任）  (重要な兼職の状況) ・ U.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC. 社長	4,096株
5	こせけん じ 古世憲二 1958年5月9日 再任	1977年4月 当社入社 2013年6月 当社執行役員に就任 2014年4月 当社グローバルチェーン製造事業本部チェーン製造事業部長兼同事業部生産技術部長兼京田辺工場長 2015年6月 当社上席執行役員に就任 2017年4月 当社チェーン製造事業部長兼京田辺工場長 2017年6月 当社取締役上席執行役員に就任 2018年4月 当社チェーン事業統括（現任） 2018年6月 当社取締役常務執行役員に就任（現任）  (重要な兼職の状況) ・ ツバキ山久チエイン(株) 取締役 ・ Tsubaki Kabelschlepp GmbH 取締役	1,644株
6	やじま ひで とし 矢嶋英敏 1935年1月25日 再任 社外 独立	1990年6月 (株)島津製作所取締役に就任 1994年6月 同社常務取締役に就任 1996年6月 同社専務取締役に就任 1998年6月 同社代表取締役社長に就任 2003年6月 同社代表取締役会長に就任 2004年6月 当社取締役に就任（現任） 2009年6月 (株)島津製作所代表取締役会長を退任	0株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	阿部 修司 1944年2月3日 再任 社外 独立	1997年6月 ヤンマーディーゼル(株) (現 ヤンマー(株)) 取締役に就任 1999年6月 同社常務取締役に就任 2001年6月 同社専務取締役に就任 2005年6月 同社取締役副社長に就任 2007年6月 ヤンマー農機(株)代表取締役社長に就任 2009年2月 同社代表取締役社長を退任 2010年6月 ヤンマー(株)取締役副社長を退任 2013年6月 当社取締役に就任 (現任)	0株
8	安藤 圭一 1951年11月5日 再任 社外 独立	2009年4月 (株)三井住友銀行取締役兼専務執行役員に就任 2010年4月 同行代表取締役兼副頭取執行役員に就任 2012年3月 同行代表取締役兼副頭取執行役員を退任 2012年4月 新関西国際空港(株)代表取締役社長に就任 2012年7月 同社代表取締役社長兼CEOに就任 2016年6月 同社代表取締役社長兼CEOを退任 2016年6月 銀泉(株)代表取締役社長に就任 (現任) 2017年6月 当社取締役に就任 (現任)  (重要な兼職の状況) ・ 銀泉(株) 代表取締役社長 ・ 塩野義製薬(株) 社外取締役	0株

- (注) 1. 当社は、鈴木 恭氏が董事長を兼職する椿本鏈条(天津)有限公司との間に機械設備の売却等の取引を行っております。
2. 当社は、山本哲也氏が董事長を兼職する天津華盛昌齒輪有限公司との間に製品の仕入の取引を行っております。
3. 矢嶋英敏氏、阿部修司氏および安藤圭一氏は、社外取締役候補者であります。
4. 矢嶋英敏氏および阿部修司氏を社外取締役候補者とした理由は、当社の「技術志向」「開発志向」「モノづくり志向」の3つのベースに対して、モノづくり企業における経験豊富な経営者としての知識や経験に基づいた、客観的なアドバイスをいただくためです。
5. 安藤圭一氏を社外取締役候補者とした理由は、当社の経営全般に対して、金融機関における経験豊富な経営者としての知識や経験に基づいた、客観的なアドバイスをいただくためです。
6. 矢嶋英敏氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって15年であり、阿部修司氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年、安藤圭一氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
7. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、矢嶋英敏氏、阿部修司氏および安藤圭一氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。なお、本議案において各氏の選任が承認可決された場合、当社は各氏との間で、上記契約を継続する予定であります。
8. 矢嶋英敏氏が社外取締役として在任していた三菱自動車工業株式会社は、同社製車両の燃費試験における不正行為の事実が2016年4月に判明しました。また、燃費試験における不正行為があった同社製車両のカタログ等の表示において、不当景品類及び不当表示防止法に違反する行為があったとして、2017年1月および7月に消費者庁から措置命令および課徴金納付命令を受けました。また、2018年5月に、同社岡崎製作所の一部の外国人技能実習生に対して外国人技能実習機構から認定を受けた技能実習計画に従った技能実習を行わせていなかったことが判明し、2019年1月に、同社は外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に基づき、技能実習計画の認定取消しおよび改善命令を受けました。同氏はその在任中、当該各事実について認識しておりませんでした。また、同氏は2014年6月に同社の社外取締役を退任しているため、当該各事実判明後に別段の対応を行う立場にはありませんが、同社の社外取締役在任中は同社の取締役会において法令遵守の視点到に立ち注意を喚起しており、その職責を果たしてまいりました。
9. 当社は、矢嶋英敏氏、阿部修司氏および安藤圭一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。また、本議案において各氏の選任が承認可決された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役小林 均氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

その候補者は次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
たなか こうじ 田中浩司 1961年12月5日 新任	1988年12月 当社入社 2004年4月 当社コンプライアンスセンター法務・総務部法務グループリーダー 2016年4月 当社CSR推進センター法務部長 2018年4月 当社本社部門統括法務部長（現任）	191株

（注）候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

その候補者は次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
林 晃 史 1959年9月18日	<p>1990年4月 弁護士登録（神戸弁護士会（現 兵庫県弁護士会）） 北山法律事務所（現 弁護士法人神戸京橋法律事務所）入所</p> <p>2009年5月 神戸京橋法律事務所（現 弁護士法人神戸京橋法律事務所）副所長に就任</p> <p>2012年4月 兵庫県弁護士会会長に就任</p> <p>2013年3月 兵庫県弁護士会会長を退任</p> <p>2017年1月 弁護士法人神戸京橋法律事務所代表社員所長に就任（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弁護士法人神戸京橋法律事務所 代表社員所長</li> <li>・ (株)帝国電機製作所 社外取締役（監査等委員）</li> </ul>	0株

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 林 晃史氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 林 晃史氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての高度な専門性、知識を、当社の監査体制に生かしていただくためです。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. 林 晃史氏が社外監査役に就任された場合には、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。
5. 林 晃史氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしております。

以上

## 事業報告

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度(2018年4月1日～2019年3月31日)における当社グループの事業環境は、米国、欧州のほか環インド洋や東アジア地域でも景気は概ね堅調に推移しましたが、米中通商問題の影響や消費の伸び悩みなどから中国の景気は減速傾向となりました。わが国経済も、生産や輸出の伸長などにより回復基調で推移しましたが、米中間の通商問題の影響などもあり景気の不透明感が増す状況となりました。

このような状況のもと、当社グループの当連結会計年度における受注高は2,341億96百万円(前期比4.7%増)、売上高は2,385億15百万円(同10.6%増)となりました。

損益につきましては、営業利益は217億89百万円(同5.3%増)、経常利益は216億21百万円(同0.6%減)となりました。また、のれん等の減損損失を計上したことなどから、親会社株主に帰属する当期純利益は137億79百万円(同6.0%減)となりました。

部門別の状況は、次のとおりであります。

#### (イ)チェーン事業部門

チェーン事業につきましては、日本国内におけるドライブチェーンやコンベヤチェーンなどの販売が好調に推移しました。また、米州や欧州におけるドライブチェーン、コンベヤチェーンなどの販売が好調に推移したことに加え、環インド洋や東アジア地域における各種チェーンの販売が好調であったことなどから、前期比で増収となりました。

以上により、チェーン事業の受注高は681億98百万円(前期比2.2%減)、売上高は702億59百万円(同6.5%増)、営業利益は102億92百万円(同21.0%増)となりました。

#### (ロ)精機事業部門

精機事業につきましては、日本国内におけるクラッチや減速機の販売が好調であったことに加え、環インド洋地域におけるクラッチや中国における減速機などの販売が好調に推移したことなどから、前期比で増収となりました。

以上により、精機事業の受注高は252億51百万円（前期比0.8%増）、売上高は250億77百万円（同6.0%増）、営業利益は33億40百万円（同9.2%増）となりました。

#### (ハ)自動車部品事業部門

自動車部品事業につきましては、タイの拠点において自動車エンジン用タイミングドライブシステムの販売が増加しましたが、米国、欧州、中国、韓国などの拠点における同システムの販売が減少したことから、前期比で減収となりました。

以上により、自動車部品事業の受注高は789億40百万円（前期比0.6%減）、売上高は789億92百万円（同0.7%減）となりました。損益につきましては、生産能力増強に向けた設備投資に伴う減価償却費の増加などにより営業利益は87億34百万円（同14.9%減）となりました。

#### (ニ)マテハン事業部門

マテハン事業につきましては、日本国内における自動車業界向けシステムや物流業界向けシステム、新聞印刷工場向けシステム、粉粒体搬送コンベヤ、欧州における金属切り屑搬送・クーラント処理装置などの売上が前期比で増加しました。また、Central Conveyor Company, LLC（米国）および同社子会社5社の全持分を取得し、第1四半期より連結の範囲に含めたことなどから、前期比で増収となりました。

以上により、マテハン事業の受注高は590億54百万円（前期比26.3%増）、売上高は613億54百万円（同40.3%増）となりましたが、上記の米国子会社における費用の増加などから営業利益は4億2百万円（同3.3%減）となりました。

#### (ホ)その他部門

その他の受注高は27億51百万円（前期比2.7%減）、売上高は28億31百万円（同0.5%増）、損益については43百万円の営業損失（前期は41百万円の営業損失）となりました。



部門別 受注高および売上高

部門 \ 項目	受注高	前期比	売上高	前期比
チェーン事業部門	68,198百万円	△2.2%	70,259百万円	6.5%
精機事業部門	25,251百万円	0.8%	25,077百万円	6.0%
自動車部品事業部門	78,940百万円	△0.6%	78,992百万円	△0.7%
マテハン事業部門	59,054百万円	26.3%	61,354百万円	40.3%
その他部門	2,751百万円	△2.7%	2,831百万円	0.5%
合計	234,196百万円	4.7%	238,515百万円	10.6%

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. △印は、減少を示しております。

## (2) 対処すべき課題

### (イ)今後の見通し

今後の見通しにつきましては、海外においては、米中通商問題、英国EU離脱を巡る不確実性の影響により、全般的に経済成長は鈍化するものと予想されます。また、わが国経済も、海外景気の後退懸念を受けて先行きは不透明な状況が続くものと予想されます。

このような状況のもと、当社グループは、「中期経営計画2020」に掲げる「あるべき姿（グローバルトップ企業）」の実現に向け、事業体制を強化するとともに安全・品質の向上を目指し、持続的成長へとつながる基盤を構築してまいります。

### (ロ)会社の対処すべき課題

「中期経営計画2020」に基づき、当社グループは、マーケット重視の企業文化への転換を図るため、世界5地域（米州、欧州、環インド洋、中国、東アジア）それぞれの市場（地域・業界）のニーズに合わせた新商品・新サービスの開発や、モノづくりを今後も進めてまいります。

また、グループ全体の成長を最重要課題とし、「事業グループ最適」から「つばきグループの総合力を発揮できる体制」へと変革します。事業グループ間でのシナジーを追求し、グループ総合力を発揮することにより、グループ企業価値の向上を図ってまいります。

なお、事業別には、以下の課題に取り組んでおります。

まず、チェーン事業においてはグローバルでの最適供給体制に向けて、生産拠点の拡充を図っ



てまいります。次に、精機事業においては、新商品開発および改良を推し進めるとともに、生産性の向上に向けた各施策を展開してまいります。また、自動車部品事業においては、国際情勢や中長期的な生産計画を見据えて、世界各極で最適地生産を推進いたします。そして、マテハン事業においては、2018年6月に買収した米国子会社の採算性改善に向けた取り組みを強化いたします。

そのほかの課題として、事業の継続と社会的責任を果たすため、生産性向上活動などによる収益力強化を図るとともに、社員一人ひとりが「やりがい」や「働きがい」を感じられる会社を目指して、働き方改革、人材育成、女性の活躍支援を推し進めてまいります。

また、モノづくりという本業を通じた環境配慮への取り組みを強化してまいります。具体的には、CO<sub>2</sub> 総排出量削減に向けて、国内では2030年度に2013年度比で30%削減を目標に掲げました。

当社グループは、「安全・品質を第一に」の行動原則を徹底し、コーポレートガバナンスの強化や企業倫理遵守、リスクマネジメントの強化などにより、経営の透明性をより高めてまいります。当社グループは、「モノづくり企業」として、社会的責任を果たすとともに、株主価値向上を目指してまいりますので、株主の皆様には、より一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### (3) 設備投資等の状況

当連結会計年度は、総額157億65百万円の設備投資を行いました。

内訳といたしましては、生産設備の増強、合理化、更新を中心にチェーン事業部門27億89百万円、精機事業部門8億57百万円、自動車部品事業部門107億43百万円、マテハン事業部門13億49百万円、その他部門24百万円であります。

### (4) 資金調達の状況

当連結会計年度は、当社において、企業買収に関わる短期借入金の返済等に充当するため、第10回無担保普通社債50億円および第11回無担保普通社債100億円の発行による資金調達を行いました。

また、当社は、当社グループの資金の一元管理を実施するとともに機動的かつ効率的な資金確保を行うことを目的として金融機関と150億円のコミットメントライン契約を締結しております。

## (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	2015年度 第106期	2016年度 第107期	2017年度 第108期	2018年度 第109期
受 注 高 (百万円)	204,776	203,056	223,747	234,196
売 上 高 (百万円)	203,976	198,762	215,716	238,515
経 常 利 益 (百万円)	22,109	22,004	21,743	21,621
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	12,766	14,596	14,666	13,779
1株当たり当期純利益 (円)	68.24	78.03	387.44	364.03
総 資 産 (百万円)	254,106	267,215	283,574	305,916
純 資 産 (百万円)	145,815	156,218	169,765	175,454
1株当たり純資産 (円)	759.27	815.10	4,435.96	4,590.06

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。  
 3. 当社は、2018年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第108期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算出しております。  
 4. 第109期から「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を適用しており、第108期の数値につきましても遡及適用しております。

## (6) 重要な子会社の状況（2019年3月31日現在）

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
ツバキ山久チエイン株式会社	126百万円	100.0%	動力伝動装置の製造販売
株式会社椿本バルクシステム	150百万円	100.0%	輸送機装置の製造販売
椿本メイフラン株式会社	90百万円	※100.0%	輸送機装置の製造販売
株式会社椿本マシナリー	139百万円	100.0%	動力伝動装置および輸送機装置の販売
U.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC.	33,500千米ドル	100.0%	輸送機装置の製造販売および米国における事業支援
TSUBAKIMOTO EUROPE B.V.	17,422千ユーロ	100.0%	動力伝動装置の製造販売
Tsubaki Kabelschlepp GmbH	2,600千ユーロ	100.0%	動力伝動装置および輸送機装置の製造販売
TSUBAKIMOTO AUTOMOTIVE (THAILAND) CO., LTD.	202,000千パーツ	100.0%	動力伝動装置の製造販売
椿本汽車発動機（上海）有限公司	20,692千人民元	100.0%	動力伝動装置の製造販売
Tsubakimoto Automotive Korea Co., Ltd.	29,500百万ウォン	100.0%	動力伝動装置の製造販売
Mayfran International, Incorporated	1千米ドル	100.0%	輸送機装置の製造販売
Conergics International LLC	1千米ドル	100.0%	輸送機装置の製造販売の欧州等における事業支援

(注) ※印は、間接所有を含む比率であります。

**(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分**

当社は、米国でのマテハン事業の強化を図るため、2018年6月15日に、当社の連結子会社であるU.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC.を通じて、Central Conveyor Company, LLCおよび同子会社5社の全持分を取得し連結子会社としております。

**(8) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）**

当社グループは、各種産業用チェーン、動力伝動装置および搬送装置の製造、販売を営んでおります。その主要製品を部門別に大別しますと、次のとおりであります。

部 門	主 要 製 品
チェーン事業部門	ドライブチェーン、小形コンベヤチェーン、大形コンベヤチェーン、トップチェーン、スプロケット、タイミングベルト、プーリ、ケーブル・ホース支持案内装置 他
精機事業部門	減速機・変速機、直線作動機、軸継手、締結具、クラッチ、間欠駆動装置、保護機器、制御機器、モジュール 他
自動車部品事業部門	エンジン用タイミングドライブシステム（カム駆動、補機駆動等）、トランスファー用チェーン、トランスミッション系オイルポンプ駆動チェーン 他
マテハン事業部門	物流業界向けシステム、ライフサイエンス分野向けシステム、新聞印刷工場向けシステム、自動車業界向けシステム、その他搬送・仕分け・保管システム、粉粒体搬送コンベヤ、金属切り屑搬送・クーラント処理装置、メンテナンス 他
そ の 他 部 門	遠隔監視システム開発ソフト、植物工場向け自動化システムおよび関連機器、ビルメンテナンス、保険代理業 他

(9) 主要な営業所および工場 (2019年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	大 阪 市 北 区
東 京 支 社	東 京 都 港 区
大 阪 支 社	大 阪 市 北 区
名 古 屋 支 社	名 古 屋 市 中 村 区
京 田 辺 工 場	京 都 府 京 田 辺 市
埼 玉 工 場	埼 玉 県 飯 能 市
長 岡 京 工 場	京 都 府 長 岡 京 市
兵 庫 工 場	兵 庫 県 加 西 市
岡 山 工 場	岡 山 県 津 山 市

② 重要な子会社

名 称	所 在 地
ツバキ山久チエイン株式会社	東 京 都 港 区
株式会社樁本バルクシステム	大 阪 府 豊 中 市
樁本メイフラン株式会社	滋 賀 県 甲 賀 市
株式会社樁本マシナリー	大 阪 市 西 区
U.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC.	ア メ リ カ 合 衆 国 イ リ ノ イ 州
TSUBAKIMOTO EUROPE B.V.	オ ラ ン ダ ド ル ド レ ヒ ト 市
Tsubaki Kabelschlepp GmbH	ド イ ツ ノルトライン・ヴェストファーレン州
TSUBAKIMOTO AUTOMOTIVE (THAILAND) CO., LTD.	タ イ 国 チ ョ ン ブ リ 県
樁本汽車発動機(上海)有限公司	中 華 人 民 共 和 国 上 海 市
Tsubakimoto Automotive Korea Co., Ltd.	大 韓 民 国 チ ャ ン ウ オ ン 市
Mayfran International, Incorporated	ア メ リ カ 合 衆 国 オ ハ イ オ 州
Conergics International LLC	ア メ リ カ 合 衆 国 オ ハ イ オ 州

## (10) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
チェーン事業部門	2,701名	67名増
精機事業部門	962名	24名増
自動車部品事業部門	2,848名	48名増
マテハン事業部門	1,881名	271名増
その他部門	122名	11名増
全社(共通)	304名	39名増
合計	8,818名	460名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数(常勤嘱託、シニア、パートタイマー、アルバイト、契約社員計777名を含む)であります。  
 2. 上記従業員の状況には、執行役員は含んでおりません。  
 3. 全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属している従業員数であります。

## (11) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	10,651百万円
株式会社三菱UFJ銀行	2,652百万円
株式会社りそな銀行	1,462百万円

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 借入額には、借入先の海外現地法人からの借入を含んでおります。

## 2. 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 59,800,000株  
 (2) 発行済株式の総数 38,281,393株（自己株式431,255株を含む）  
 (3) 株主数 9,007名  
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
太陽生命保険株式会社	3,559千株	9.40%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,196千株	5.80%
日本生命保険相互会社	1,970千株	5.20%
トヨタ自動車株式会社	1,544千株	4.08%
株式会社三井住友銀行	1,406千株	3.71%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,351千株	3.57%
樺本チェーン持株共栄会	1,342千株	3.54%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,229千株	3.24%
樺本興業株式会社	1,058千株	2.79%
三井住友信託銀行株式会社	849千株	2.24%

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は、自己株式431,255株を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2018年10月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、当社普通株式5株につき1株の割合で株式併合いたしました。これにより、発行可能株式総数は、299,000,000株から59,800,000株に、発行済株式の総数は、191,406,969株から38,281,393株となりました。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等（2019年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
長 勇	代表取締役 取締役会長 兼 最高経営責任者 (CEO)	
大 原 靖	代表取締役 取締役社長 兼 最高執行責任者 (COO) グローバル営業統括	
鈴 木 恭	取締役専務執行役員 自動車部品事業統括	TSUBAKIMOTO AUTOMOTIVE(THAILAND) CO., LTD. 取締役 樺本汽車発動機 (上海) 有限公司 董事長
春 名 秀 昭	取締役専務執行役員 マテハン事業統括 兼 名古屋支社長	樺本メイフラン株式会社 取締役 Mayfran International, Incorporated 取締役 Conergics International LLC 社長
山 本 哲 也	取締役専務執行役員 本社部門統括	U.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC. 社長
川 口 博 正	取締役常務執行役員 精機事業統括	
古 世 憲 二	取締役常務執行役員 チェーン事業統括	ツバキ山久チエイン株式会社 取締役 Tsubaki Kabelschlepp GmbH 取締役
矢 嶋 英 敏	取締役	
阿 部 修 司	取締役	
安 藤 圭 一	取締役	銀泉株式会社 代表取締役社長 塩野義製薬株式会社 社外取締役
富 田 喜久男	常勤監査役	株式会社樺本マシナリー 監査役
小 林 均	常勤監査役	ツバキ山久チエイン株式会社 監査役 樺本メイフラン株式会社 監査役 Tsubakimoto Automotive Korea Co., Ltd. 監事
碩 省 三	監査役	弁護士法人御堂筋法律事務所 パートナー弁護士 ゼット株式会社 社外取締役 (監査等委員) 中外炉工業株式会社 社外監査役
内 藤 秀 文	監査役	内藤総合法律事務所 代表弁護士

- (注) 1. 取締役のうち矢嶋英敏氏、阿部修司氏および安藤圭一氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役のうち碩 省三氏および内藤秀文氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役小林 均氏は、長年当社の財務業務を担当し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当事業年度中の重要な兼職の状況の異動

(2018年6月20日付)

取締役春名秀昭氏は、椿本メイフラン株式会社の取締役就任しました。

取締役春名秀昭氏は、Mayfran International, Incorporatedの取締役就任しました。

取締役春名秀昭氏は、Conergics International LLCの社長に就任しました。

取締役川口博正氏は、株式会社椿本マシナリーの取締役を退任しました。

5. 当社は、取締役矢嶋英敏氏、阿部修司氏および安藤圭一氏ならびに監査役碩 省三氏および内藤秀文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

6. 取締役兼務者以外の執行役員は下記のとおりです。(2019年3月31日現在)

氏 名	地 位 お よ び 担 当
山 本 雅 彦	上席執行役員 グループIT戦略担当 兼 本社部門統括情報システム・総務担当 兼 同部門統括モニタリングビジネス部長
伊 藤 滋	上席執行役員 精機事業統括モーションコントロール事業部長 兼 長岡京工場長
大 槻 忠 宏	上席執行役員 パワトラ東アジア営業統括部長
木 村 隆 利	上席執行役員 マテハン事業統括マテハン事業部長
宮 地 正 樹	上席執行役員 自動車部品事業統括自動車部品事業部長 兼 埼玉工場長 兼 兵庫工場長
堺 和 伸 光	執行役員 本社部門統括グループ環境推進担当 兼 埼玉工場副工場長
藤 井 幸 博	執行役員 株式会社椿本マシナリー代表取締役社長
熊 倉 淳	執行役員 本社部門統括開発・技術センター長 兼 同センター車載新商品開発室長
Kevin Richard Powers	執行役員 パワトラ米州営業統括
揚 田 利 浩	執行役員 チェーン事業統括スプロケット製造担当 兼 パワトラ欧州営業統括
佐 藤 功	執行役員 自動車部品事業統括グローバル事業担当 兼 同事業統括グローバルマーケティング部長
丹 山 太	執行役員 マテハン事業統括マテハン事業部営業統括 兼 東京支社長
中 村 一 智	執行役員 パワトラ中国営業統括
石 田 裕 美	執行役員 本社部門統括人事・法務担当 兼 同部門統括人事部長
岡 本 雅 文	執行役員 本社部門統括財務・経営企画・コーポレートコミュニケーション担当 兼 同部門統括経営企画室長 兼 大阪支社長



## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役および社外監査役の全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。

## (3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役	10名	365百万円
監査役	4名	63百万円

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 2008年6月27日開催の第99回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は月額55百万円、監査役の報酬限度額は月額8百万円とすることをご承認いただいております。  
 3. 上記報酬等の額のうち、社外取締役3名、社外監査役2名の報酬等の合計額は30百万円であります。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係 (2019年3月31日現在)

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	
取 締 役	安 藤 圭 一	銀泉株式会社 塩野義製薬株式会社	代表取締役社長 社外取締役
監 査 役	碩 省 三	弁護士法人御堂筋法律事務所 ゼット株式会社 中外炉工業株式会社	パートナー弁護士 社外取締役 (監査等委員) 社外監査役
監 査 役	内 藤 秀 文	内藤総合法律事務所	代表弁護士

(注) 重要な兼職先と当社の間には、特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	矢 嶋 英 敏	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
取 締 役	阿 部 修 司	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
取 締 役	安 藤 圭 一	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
監 査 役	碩 省 三	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、また、監査役会19回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見について発言を行っております。
監 査 役	内 藤 秀 文	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、また、監査役会19回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見について発言を行っております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日付でEY新日本有限責任監査法人に名称変更しております。

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                    |       |
|------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等             | 68百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 90百万円 |

なお、当社の重要な子会社のうち、U.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC. (アメリカ合衆国)、TSUBAKIMOTO EUROPE B.V. (オランダ)、Tsubaki Kabelschlepp GmbH (ドイツ)、TSUBAKIMOTO AUTOMOTIVE (THAILAND) CO., LTD. (タイ)、椿本汽車発動機(上海)有限公司(中華人民共和国)、Tsubakimoto Automotive Korea Co., Ltd. (大韓民国)、Mayfran International, Incorporated (アメリカ合衆国)は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。  
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の概要、会計監査人の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として、決算業務効率化についての助言業務、収益認識に関する会計基準対応についての助言業務および社債発行に伴うコンフォートレター作成業務を委託し、対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合、監査役全員の同意により、会計監査人を解任することができるものとする。

また、上記のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生などにより適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、必要があると判断した場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任議案を株主総会に提案することができるものとする。

## 5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### I. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの上記体制につき、取締役会において次のとおり決議いたしました。

#### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社およびグループ会社は、企業理念として「TSUBAKI SPIRIT」を定め、これを実現するため、取締役・執行役員・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制を構築する。
- ② 当社およびグループ会社は、取締役・執行役員・使用人に対して、倫理観、行動規範を明確にした「倫理綱領」を定め、研修等を通じた倫理意識の向上、周知徹底を図り、これらの活動を定期的に取締役会に報告する。  
また、「倫理委員会」を設置して、倫理綱領違反の再発防止策を検討・実施するとともに、必要に応じて違反者に対する処分を決定し、コンプライアンス体制の強化を図る。
- ③ 当社およびグループ会社は、内部通報制度として「倫理ヘルプライン」等の相談窓口を設置し、「倫理綱領」に反する行為について当社およびグループ会社の使用人が相談、通報できる体制を構築する。
- ④ 当社およびグループ会社は、「内部統制規定」を定めるとともに「内部統制委員会」を設置して、当社代表取締役社長のもと、組織的かつ継続的な全員参加活動として、事業遂行における法令および企業倫理遵守ならびにリスクマネジメントを行いながら、決算・財務報告の信頼性を確保するとともに、業務の効率化を図る。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社およびグループ会社は、法令・社内規定に基づき文書等の保存および管理を行う。また、情報の管理については、情報セキュリティに関する社内規定を整備し、これに準拠して対応する。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社およびグループ会社は、「リスクマネジメント基本方針」に基づき、継続的にリスク要因を抽出・把握するとともに、その損失の極小化を図る。そのため、「内部統制委員会」統括のもと、「グループリスク管理委員会」をはじめとする複数の委員会を設置するなど、リスク予防に重点を置いた諸施策を実施し、また、当社およびグループ会社への周知徹底を図る。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社では、月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や当社およびグループ会社の経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、取締役は、職務執行の状況を逐次報告・監督する。
- ② 当社は、取締役会に次ぐ重要な機関として戦略会議を開催し、グループ全体の重要な事業戦略および経営方針等について審議・決定する。また、経営会議を開催し、経営の状況・方針等を周知徹底する。
- ③ 当社は、経営の透明性および客観性を高めるため、社外取締役を選任する。
- ④ 当社は、取締役会の意思決定の充実および迅速化、業務執行・監督機能の強化ならびに経営効率の向上を目的として、執行役員制度を導入する。

## (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社およびグループ会社は、企業集団として業務の執行が法令・定款に適合することを確保するために、規範、規則を関係会社管理規定類として整備する。
- ② グループ会社は、関係会社管理規定類に定める事項を当社に報告する。
- ③ 当社は、グループ会社の重要事項について、当社の取締役会または戦略会議で決議する。また、当社およびグループ会社は、グループ経営を強化するため、当社とグループ会社のトップが定期的に会議等を行い、経営目標の共有と経営課題の解決を図る。
- ④ 当社の内部監査室は、当社の監査役および会計監査人と適宜協議し、監査の効率的な実施に努め、当社およびグループ会社に対して内部統制、リスク管理体制の遵守、整備状況を監査するとともに、新たな課題に対して具体的な解決策を提示し、その後の改善状況を定期的に確認する。

## (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、およびその使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項ならびに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、当社の監査役の職務を補助するため、監査役スタッフを任命する。当社の監査役は、必要に応じて監査役スタッフおよび内部監査室に対し業務の指示を行う。
- ② 監査役スタッフおよび内部監査室の独立性を確保するために、監査役スタッフおよび内部監査室所属の使用人の人事考課、人事異動等については当社の監査役の意見を聞くものとする。
- ③ 当社およびグループ会社の取締役、監査役および執行役員は、当社の監査役から指示を受けた監査役スタッフもしくは内部監査室所属の使用人の業務執行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないように配慮する。

**(7) 当社および子会社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制**

- ① 当社およびグループ会社の取締役、監査役および執行役員は、当社の監査役に対して法定の事項に加え、当社およびグループ会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等、必要に応じて報告する。また使用人は、その職務の執行に関する事項について当社の監査役の求めがある場合、速やかに報告する。
- ② 当社およびグループ会社の「倫理ヘルプライン」等内部通報制度の担当者は、通報内容を当社の監査役に報告する。
- ③ 当社は、内部通報制度等により監査役に報告した者に対し、報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁止する。

**(8) その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社の監査役は、取締役会、戦略会議および経営会議に出席し、必要があると認めるときは意見を述べる。
- ② 当社の社外監査役のうち1名は、弁護士または公認会計士の資格を有する人材を招聘する。
- ③ 当社の監査役の職務の執行に必要な費用については、当社が負担する。

**(9) 反社会的勢力を排除するための体制**

当社およびグループ会社は、「倫理綱領」に掲げる「反社会的勢力との絶縁」の方針に基づき、反社会的勢力との一切の関係を遮断するとともに、不当な要求は断固として排除するための体制として以下のとおり整備する。

- ① 当社およびグループ会社は、当社の内部統制担当取締役または執行役員を不当要求防止の総責任者とし、各社の総務責任者がその対応にあたる。
- ② 当社およびグループ会社は、警察、顧問弁護士などの外部の専門機関および近隣の企業などとの情報交換などを通じ、反社会的勢力に関する情報の収集を日常的に行うほか、上記の各関係機関などとの連携強化および関係の緊密化を図る。
- ③ 当社およびグループ会社は、倫理研修などを適宜実施し、反社会的勢力排除に向けた教育活動を行う。また、定期的に「企業倫理強化月間」などの啓蒙活動を実施し、取締役・執行役員・使用人の意識の向上を図る。



## II.取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、「内部統制委員会」を設置し、当社代表取締役社長のもと、当社グループの内部統制について、継続的に確認および必要な是正・改善を行っております。当事業年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

内部統制を実効的なものとするため、当社およびグループ会社は、「企業倫理強化月間」および「倫理研修」を実施し、コンプライアンス（法令等遵守）の重要性について意識向上を図り、前記各種体制の徹底に努めております。

また、全社的なリスク管理のため、「内部統制委員会」統括のもと、「グループリスク管理委員会」をはじめ、企業倫理、情報セキュリティ、環境、品質、安全衛生等の委員会を設置しており、各委員会が連携を取りながら、「リスクマネジメント基本方針」に基づくリスク要因の抽出・把握と未然防止に重点を置いた諸施策を継続的に実施しております。昨年公表いたしました当社子会社による検査データの流用および改ざんにつきましては、同年4月、本社部門に品質管理部を新設し、徹底した再発防止とグループ全体の更なる品質管理強化に取り組んでおります。

また、当社の監査役は、取締役会、戦略会議および経営会議等の重要会議に出席し、必要があると認めるときは意見を述べるとともに、適宜、当社およびグループ会社の取締役、監査役、執行役員および使用人から必要な報告を受けております。さらに、当社の監査役は、会計監査人と随時情報の交換を行い、内部監査部門と適宜協議することで、効率的な監査体制を構築し、課題や改善状況等の確認を行っております。加えて、当社は監査役スタッフを任命し、監査役が独自により実効的な監査が実施できる体制を確保しております。

# 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>143,949</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>82,617</b>
現金及び預金	33,647	支払手形及び買掛金	20,289
受取手形及び売掛金	46,721	電子記録債務	13,411
電子記録債権	13,085	短期借入金	12,708
有価証券	4,114	1年内償還予定の社債	10,000
商品及び製品	18,536	1年内返済予定の長期借入金	71
仕掛品	13,363	リース債務	139
原材料及び貯蔵品	9,984	未払法人税等	2,269
その他	4,892	未払消費税等	386
貸倒引当金	△397	賞与引当金	4,307
		工事損失引当金	106
<b>固 定 資 産</b>	<b>161,966</b>	営業外電子記録債務	2,431
<b>有形固定資産</b>	<b>116,946</b>	その他	16,497
建物及び構築物	29,746	<b>固 定 負 債</b>	<b>47,844</b>
機械装置及び運搬具	38,893	社 債	15,000
工具、器具及び備品	3,702	長期借入金	5,992
土地	37,554	リース債務	237
建設仮勘定	7,050	繰延税金負債	6,338
		再評価に係る繰延税金負債	5,001
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>12,787</b>	役員退職慰労引当金	106
のれん	3,387	退職給付に係る負債	13,872
その他	9,399	資産除去債務	422
		その他	872
<b>投資その他の資産</b>	<b>32,233</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>130,461</b>
投資有価証券	24,335	<b>(純資産の部)</b>	
長期貸付金	11	<b>株 主 資 本</b>	<b>172,030</b>
繰延税金資産	2,071	資 本 金	17,076
その他	5,937	資 本 剰 余 金	13,559
貸倒引当金	△123	利 益 剰 余 金	142,442
		自 己 株 式	△1,047
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,703</b>
		その他有価証券評価差額金	9,824
		繰延ヘッジ損益	△11
		土地再評価差額金	△10,614
		為替換算調整勘定	3,285
		退職給付に係る調整累計額	△780
		<b>非支配株主持分</b>	<b>1,720</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>305,916</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>175,454</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>305,916</b>



# 連結損益計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		238,515
売上原価		171,958
売上総利益		66,556
販売費及び一般管理費		44,767
営業利益		21,789
営業外収益		
受取利息	150	
受取配当金	851	
持分法による投資利益	27	
その他の営業外収益	780	1,809
営業外費用		
支払利息	364	
為替差損	305	
和解金	443	
その他の営業外費用	863	1,976
経常利益		21,621
特別利益		
関係会社清算配当金	4	4
特別損失		
減損損失	2,193	2,193
税金等調整前当期純利益		19,432
法人税、住民税及び事業税	6,070	
法人税等調整額	△492	5,577
当期純利益		13,855
非支配株主に帰属する当期純利益		75
親会社株主に帰属する当期純利益		13,779

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>74,545</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>62,037</b>
現金及び預金	14,423	支払手形	510
受取手形	3,955	電子記録債権	19,225
電取記録債権	9,988	買掛金	9,078
売掛金	25,265	短期借入金	14,453
有価証券	3,600	1年内償還予定の社債	10,000
商品及び製品	3,377	リース債権	54
仕掛品	7,196	未払金	4,816
材料及び貯蔵品	3,131	未払法人税等	988
前払費用	42	未払費用	458
関係会社短期貸付金	140	前払金	10
その他貸倒引当金	1,662	預り金	176
	1,804	賞与引当金	2,080
	△41	工事損失引当金	105
		その他負債	78
		<b>固 定 負 債</b>	<b>37,623</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>144,900</b>	社債	15,000
有形固定資産	66,735	長期借入金	3,200
建物	14,925	リース債権	132
構築物	815	長期未払金	30
機械及び装置	14,971	長期預り保証金	34
車両運搬具	50	資産除去負債	227
工具、器具及び備品	1,411	繰上償還に係る繰上税金負債	5,001
土地	31,421	退職給付引当金	10,419
建設仮勘定	3,139	その他	30
		<b>負 債 合 計</b>	<b>99,661</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>516</b>	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	461	株 主 資 本	120,734
その他	54	資 本 剰 余 金	17,076
		資 本 準 備 金	13,670
		その他資本剰余金	12,671
		利 益 剰 余 金	999
		利 益 準 備 金	91,035
		その他利益剰余金	3,376
		固定資産圧縮積立金	87,658
		別途積立金	8,578
		繰越利益剰余金	63,905
		自 己 株 式	15,175
		評価・換算差額等	△1,047
		その他有価証券評価差額金	△950
		繰上償還に係る繰上税金	9,675
		土地再評価差額金	△11
		純 資 産 合 計	△10,614
<b>資 産 合 計</b>	<b>219,445</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>219,445</b>

# 損益計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		108,655
売 上 原 価		83,070
売 上 総 利 益		25,584
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		17,044
営 業 利 益		8,540
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	12	
有 価 証 券 利 息	0	
受 取 配 当 金	3,839	
受 取 手 数 料	1,746	
受 取 賃 貸 料	112	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	447	6,158
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	88	
社 債 利 息	59	
社 債 発 行 費	86	
賃 貸 収 入 原 価	142	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	349	726
経 常 利 益		13,971
特 別 利 益		
関 係 会 社 清 算 配 当 金	4	4
税 引 前 当 期 純 利 益		13,976
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,040	
法 人 税 等 調 整 額	△23	3,016
当 期 純 利 益		10,959

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

株式会社椿本チエイン  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 林 由 佳 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柴 田 芳 宏 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社椿本チエインの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社椿本チエイン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

株式会社椿本チエイン  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 林 由佳 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 芳宏 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社椿本チエインの2018年4月1日から2019年3月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第109期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、また、社外取締役との意見交換会を定期的実施するなど連携を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等からの構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等およびEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、グループ会社に係る重要な会議に出席し、必要に応じて子会社に赴き、事業の報告を求め、または業務および財産の状況を調査いたしました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行および運用についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2019年5月16日

株式会社椿本チエイン 監査役会

常勤監査役	富田喜久男	Ⓢ
常勤監査役	小林均	Ⓢ
監査役	碩省三	Ⓢ
監査役	内藤秀文	Ⓢ

(注) 監査役碩省三および監査役内藤秀文は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会会場ご案内略図

大阪府中央区城見一丁目4番1号

ホテル ニューオータニ大阪「鳳凰S」の間(2階)

電話 (06) 6941-1111 (大代表)



- 交通のご案内
  - JR大阪環状線「大阪城公園駅」より徒歩約5分
  - 地下鉄長堀鶴見緑地線「大阪ビジネスパーク駅」①番出口より徒歩約3分
  - JR大阪環状線・東西線・学研都市線「京橋駅」西口、京阪電鉄京阪本線「京橋駅」片町口よりOBP連絡通路（大阪城京橋プロムナード）経由徒歩約15分
  - ◎午前9時より、☆印周辺に係員を配置いたします。
  - ◎当日は、会場周辺道路および駐車場の混雑等が予想されますので、お車のご来場はご遠慮願います。

■ お問い合わせ先 株式会社椿本チエイン 法務部  
電話 (0774) 64-5300 (ダイヤルイン)



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。